

## お申し込み及びお振り込み方法

### 1. ご寄付申込書のご記入・ご送付

「寄付金申込書」をご記入・ご捺印いただき、同封の返信用封筒にて本学園の国際交流推進センターにご郵送ください。

#### 【送付先】

学校法人 藤田学園 国際交流推進センター事務局  
〒470-1192 愛知県豊明市杓掛町田楽ヶ窪 1 番地 98  
TEL: 0562-93-2884 FAX: 0562-93-4593

### 2. 寄付金のお振り込み

金融機関にて、振込手続きをお願い致します。

#### 【受取人情報】

送り先 : 三井住友銀行 名古屋駅前支店

預金種目 : 普通

口座番号 : 130788

(ガク) フジタカケン トクイロウエキゾウシンホウジンガチ

受取人 : 学校法人 藤田学園 特定公益増進法人口

### 3. 書類のお受け取り

法人の場合 : 本学園の「お礼状」と「特定公益増進法人としての非課税証明書」をお送りいたします。

個人の場合 : 本学園の「振込金受領書」と税制優遇措置に必要な「証明書」をお送りいたします。

### 4. 確定申告・法人税申告手続き (税制上の優遇措置)

寄付金の所得税減免措置または寄付金に対する損金算入手続きについては裏面をご参照ください。

## 寄付金に対する優遇措置について

個人、法人を問わず、学校などに学術研究振興を目的として寄附された場合には、税制上の優遇措置を受けることができます。

### ●法人の場合

一般の寄付金の損金算入限度額（※1）と別枠で、特定公益増進法人に対する寄付金の特別損金算入限度額（※2）まで、損金算入することができます。

#### ※1 一般の寄付金の損金算入限度額

法人が各事業年度において支出した寄付金の合計額のうち、その当該事業年度の資本金等の額と所得金額を基礎として計算された損金算入限度額までは、その当該事業年度の損金に算入することができます。

#### ※2 特定公益増進法人に対する寄付金の特別損金算入限度額

$(\text{①資本基準額} + \text{②所得基準額}) \times 1/2 = \text{特定公益増進法人に対する寄付金の特別損金算入限度額}$

①資本基準額 = 資本金額（期末資本金額+期末資本積立額）

×事業年度月数÷12ヶ月×3.75/1000

②所得基準額 =（当期所得金額×6.25）/100

### ●個人の場合

下記の税制上の優遇措置のうち、どちらか一方の制度を寄付者が選択できます。

（1）所得控除：当該年度中に支出した寄付金の金額（年間総所得の40%を限度）が2千円を超える場合は、その超えた金額が当該年度の課税所得金額から控除される。

（2）税額控除：当該年度中に支出した寄附金の金額（年間総所得の40%を限度）が2千円を超える場合は、その超えた金額の40%相当額（所得税額の25%を限度）が当該年度の所得税額から控除される。

優遇措置をお受けになる場合は、確定申告の際に「振込金受領書」と税制優遇措置に必要な「証明書」を申告書に添付してください。なお、「振込金受領書」をもって当学園発行の領収証に代えさせていただきます。

※愛知県に在住の方は、愛知県及び愛知県内の各市町村（一部を除く）において個人住民税の寄付金控除の対象となります。詳しくは各市町村へご確認ください。

以 上